

湯沢町国民健康保険運営協議会

事務参考資料

H29.5 湯沢町 町民課 国保給付係

目 次

	ページ
1. 国民健康保険制度の概要	1～5
2. 資格関係について	6～8
3. 国民健康保険料（税）について	9～16
4. 国民健康保険運営協議会について	17～19
5. 湯沢町国民健康保険関係条文	20～23

国民健康保険制度の概要



2 国民健康保険の概要

○ 国民健康保険制度の変遷

昭和 13 年 (1938 年)	国民健康保険法 (旧法) 制定
昭和 23 年 (1948 年)	市町村公営原則の採用 (市町村が国保事業を行うときは強制加入)
昭和 33 年 (1958 年)	国民健康保険法 (新法) 制定 全市町村に S36.4.1 までの実施を義務付け、5 割給付
昭和 36 年 (1961 年)	<u>国民皆保険の実現</u>
昭和 43 年 (1968 年)	7 割給付
昭和 58 年 (1983 年)	老人保健制度の施行 (全保険者の拠出により 70 歳以上の医療費を支給)
昭和 59 年 (1984 年)	退職者医療制度の施行
平成 12 年 (2000 年)	団体委任事務から市町村の自治事務へ (新地方自治法) 介護保険制度の施行
平成 15 年 (2003 年)	各保険者間で 7 割給付に統一
平成 20 年 (2008 年)	後期高齢者医療制度開始 (4 月～)

○ 国民健康保険の目的

- ・国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する。(国保法第 1 条)
- ・被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。(国保法第 2 条)

○ 保険者

- ・市町村 (国保法第 3 条第 1 項、実施義務)
- ・国民健康保険組合 (国保法第 3 条第 2 項、任意)

○ 被保険者

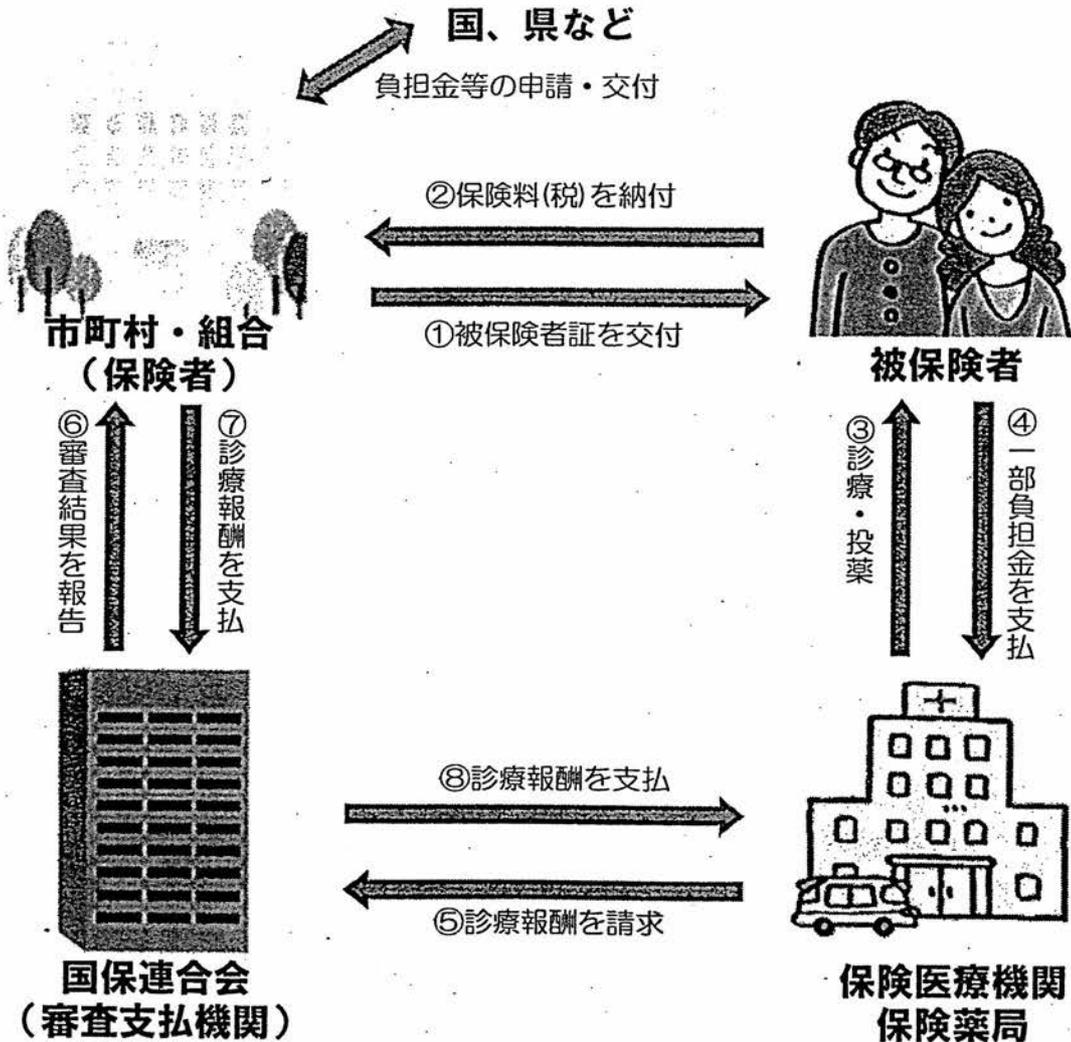
- ・市町村の区域内に住所を有する者は、適用除外の規定に該当しない限り、本人の意思に関係なく、その市町村が行う国民健康保険の被保険者の資格を取得する。(国保法第 5 条及び第 6 条)
【適用除外】 ①健康保険、船員保険、共済組合の加入者
②後期高齢者医療制度の被保険者
③生活保護受給者
④国保組合の被保険者
- ・国保組合の場合も組合員となること自体は任意であるが、組合員となった以上は、その世帯に属する者は、適用除外の規定に該当しない限り、その意思にかかわらず、その国保組合の被保険者の資格を取得する。(国保法第 19 条)
- ・住民基本台帳法の適用を受ける外国人 (3 か月を超える在留資格を持って滞在する外国人等) も、被用者保険等に加入していなければ、本人の意思に関係なく、国民健康保険の資格を取得する。(国保法施行規則第 1 条)

○ 国保のしくみ

医療費	
一部負担金 (3割※)	保険給付 診療・投薬 (現物給付) (7割)

※義務教育就学前は2割、70~74歳は2割 (現役並所得者は3割)

↳ H26年4月に新たに70歳になる者から段階的に適用 (既に70歳に達している者は特例措置で1割 (現役並所得者は3割))



○ 保険者の業務

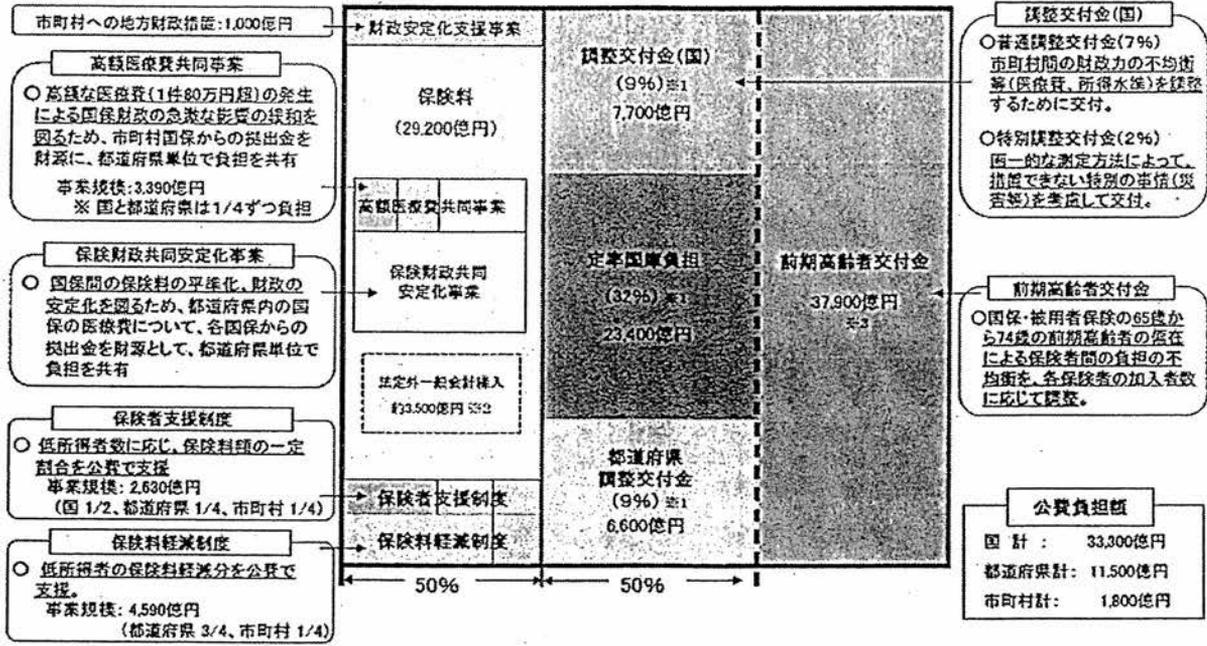
- ・資格管理・適用 (加入、脱退、一般・退職、被保険者証交付、各種特例の適用 等)
- ・保険料 (税) の賦課、徴収
- ・保険給付 (診療報酬支払、レセプト点検、療養費等の支給 等)
- ・保健事業 (特定健診・保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導 等)
- ・財政運営 (予算・決算、料 (税) 率改定、国・県負担金等申請 等)
- ・国保事業運営全般 (国民健康保険運営協議会、広報活動 等) など

○ 国民健康保険の財政構造

- ・ 国保の財源は基本的に、保険料 50%、公費 50%で構成される。
- ・ 実際には、低所得者に対する保険料の軽減や、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響の緩和を図ることなどを目的に、公費が投入されている。

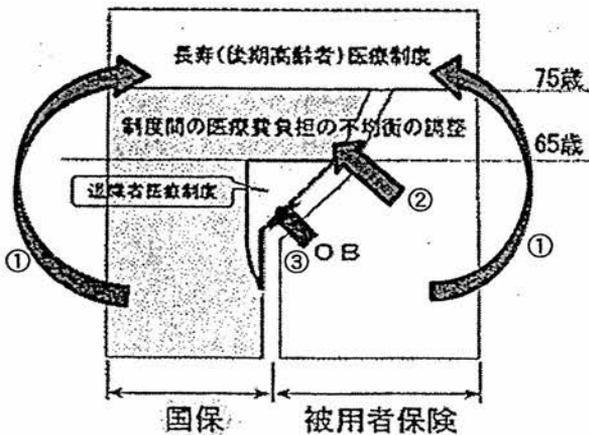
国保財政の現状 (平成29年度予算案ベース)

医療給付費等総額： 約114,700億円



※1 それぞれ医療給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能と強化する観点から国の調整交付金に振りかへる等の法律上の措置がある
 ※2 平成26年度予算(速報値)における前期高齢者交付金の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

○ 制度間の費用負担



(1) 後期高齢者医療制度との負担関係

保険給付に要する費用の約4割を現役世代からの支援金で負担。
 → 国保・被用者保険は後期高齢者支援金を納付①

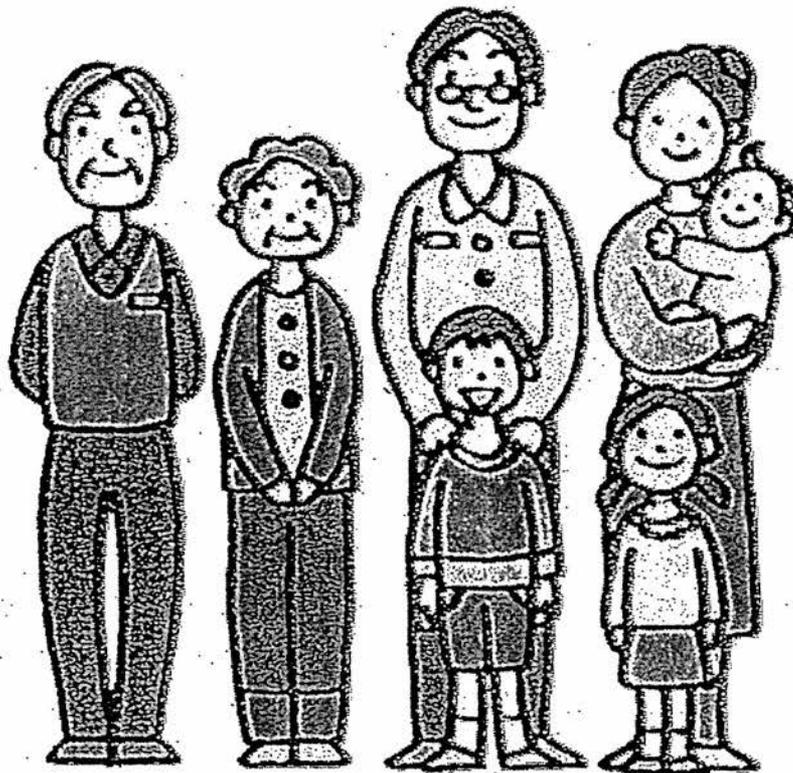
(2) 被用者保険との負担関係

・ 前期高齢者財政調整制度
 医療保険者間の前期高齢者(65~74歳)の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入者数に応じて費用負担を調整。
 → 国保へ前期高齢者交付金が交付される②

・ 退職者医療制度(経過措置)

国保の退職被保険者(被用者保険のOB)に係る医療給付費を被用者保険の保険者が共同で負担。
 → 国保へ療養給付費等交付金が交付される③

資格関係について



国保に加入する人 (被保険者となる人)

職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)に加入している人、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者(被保険者)となります。



国保では、家族の一人ひとりが被保険者となり各個人へ保険証が交付されますが、加入は世帯ごとで、届出や保険料(税)の納付は世帯主が行います。

国保に加入するとき 国保を脱退するとき

国保に加入、脱退するときは、14日以内に国保の窓口へ届出(手続)する必要があります。

◇国保に加入するとき◇

- ◇職場の健康保険などをやめたとき
- ◇他の市区町村から転入したとき
- ◇国保の加入者に子どもが生まれたとき
- ◇生活保護を受けなくなったとき



加入の届出(手続)が遅れると

- ◎保険料(税)は届出(手続)をした日ではなく、資格を得た月までさかのぼって納める(遡及賦課)ことになる。
- ◎保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担となる。

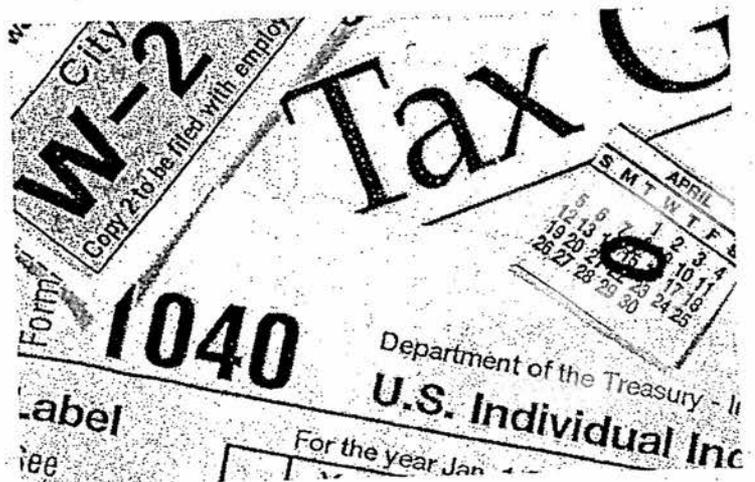
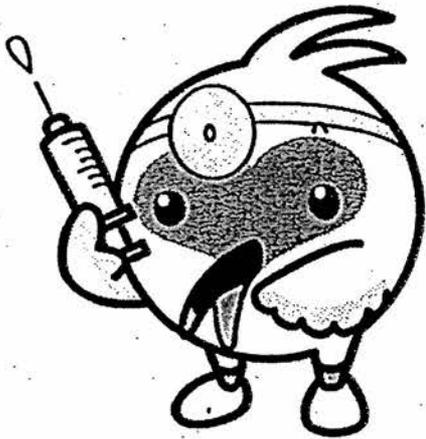
◇国保を脱退するとき◇

- ◇職場の健康保険などに加入したとき
- ◇他の市区町村へ転出したとき
- ◇死亡したとき
- ◇生活保護を受けるようになったとき
- ◇後期高齢者医療制度の対象となったとき

脱退の届出(手続)が遅れると

- ◎ほかの健康保険料と国保料(税)を二重に支払うことになる。
- ◎国保の資格がないのに国保の保険証で受診すると、国保の負担した医療費を返還することになる。

国民健康保険料（税）について



国民健康保険料（税）について

1 賦課（課税）目的

(1) 保険者は、国保事業を行う上で支出すべき費用（医療費や後期高齢者支援金、介護納付金等）に充てるために、国保に加入している世帯主又は組合員から保険料（税）を徴収する。

⇒ 保険料（税）を主たる財源とし、国や県からの補助金等と合わせて国保事業全体の財源となる。

(2) 保険者が市町村の場合は・・・

保険料に代えて、目的税である国民健康保険税を課することができる。

ただし、保険料か税かは選択できるが、両者を併用することはできない。

（保険料採用市町） 新潟市、長岡市、津南町

→ 国民健康保険法（以下「法」という。）に基づいて定めた当該市町村の「国民健康保険条例」により、賦課客体、賦課標準、料率その他賦課徴収方法を規定し、運用

（保険税採用市町村）

→ 地方税法（以下「地税法」という。）に基づいて定めた当該市町村の「国民健康保険税条例」により、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収方法を規定し、運用

(3) 介護2号被保険者の介護保険料の徴収

・ 介護保険制度の実施（H12.4.1）



国民健康保険に要する費用には、「国民健康保険の被保険者である世帯主及び当該世帯に属する被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した同法の規定による納付金の納付に要する費用」を含むものとされた。

(法令根拠)

○ 保険料 (法第 76 条)

保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

○ 国民健康保険税 (地税法第 703 条の 4 第 1 項)

国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とする。

(保険料と保険税における相違点の概略)

項目	保険料	保険税
概略	昭和 13 年国保制度発足当初より創設。保険料であっても地方自治法上の市町村の収入には変わりなく、強制徴収権がある。	昭和 26 年目的税として創設。保険財政事情から、税のほうに義務観念も向上して徴収が容易であり、徴収成績も向上することが見込まれ設けられた。
根拠法令	法及び地方自治法並びにこれらに基づく条例	地税法及びこれに基づく条例
賦課権の期間制限	2 年 (法第 110 条の 2)	3 年 (地税法第 17 条の 5 第 3 項)
徴収権及び還付請求権の消滅時効	2 年 (法第 110 条第 1 項)	5 年 (地税法第 18 条第 1 項及び第 18 条の 3 第 1 項)
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ。	国税及び地方税と同順位であり、他のすべての債権又は公課に優先する。

2 納付（納税）義務者

(1) 国保料（税）を納める義務者はだれ？

ア 世帯主が国保の被保険者の場合

⇒ 当該世帯の世帯主

イ 世帯主が他の医療保険に加入している場合（擬制世帯主）

⇒ 当該世帯の中に国保に加入している人（被保険者）がいれば、その人に係る保険料（税）については当該世帯主が納める義務がある。

(納付（税）義務者の考え方)

- 市町村民税、固定資産税等：個人課税主義
- 国民健康保険料（税）：世帯賦課（課税）主義

(2) 納付（税）義務者としての世帯主とはだれか？

・納付（税）義務者を定める場合に世帯主を誰にするかは、

「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険料（税）の納付（税）義務者として社会通念上妥当と認められる者」とされているが・・・

⇒ 実際には個々の世帯ごとに、世帯構成員の親族関係、年齢、所得の多寡、資産の有無、住民基本台帳、各種税法上の取扱いなどを充分勘案して総合的に判断しなければならない。

例示 (S26 国通達)

- ①父親は所得が無く、所得税法上長男の扶養親族となっており、長男が主として世帯の生計を維持している場合 → 長男が世帯主
- ②父親が長男とともにその世帯の生計を維持しており、父親の所得が長男より少額である場合 → 父親が世帯主
- ③父親が所得税法上長男の扶養親族であって、長男次男がともに世帯の生計を維持しており、長男の収入が次男の収入より少額の場合 → 長男が世帯主
- ④夫が身体障害等のため無収入で、妻が主として世帯の生計を維持している場合 → 妻が世帯主

3 賦課（課税）額

(1) 賦課（課税）額の算定

次の①+②+③の合算額で算定する。

①	国保に加入している世帯主及びその世帯に属する国保の被保険者につき算定した基礎賦課（課税）額
②	後期高齢者支援金等賦課（課税）額
③	当該世帯主及び当該世帯に属する介護保険第2号被保険者（介護保険法第9条）であるものにつき算定した介護納付金賦課（課税）額

○ 国民健康保険料については法施行令第29条の7で、国民健康保険税については地税法第703条の4で規定されている。

規定の方法が二つの法令で異なるが、趣旨が異なる訳ではなく、より保険料の賦課の実態に合った規定とされたものである。

〈国民健康保険料（税）額算定の基本形〉

		基礎賦課（課税）額 (医療給付費分保険料（税）)	介護納付金賦課（課税）額 (介護納付金分保険料（税）)
応能割	所得割	① 世帯に属する被保険者に係る総所得金額等×所得割率	⑤ 世帯に属する第2号被保険者に係る総所得金額等×所得割率
	資産割	② 世帯における固定資産税額等×資産割率	⑥ 世帯に属する第2号被保険者に係る固定資産税額等×資産割率
応益割	均等割	③ 世帯に属する被保険者数×被保険者均等割額	⑦ 世帯に属する第2号被保険者数×被保険者均等割額
	平等割	④ 世帯別平等割額（医療給付費分）	⑧ 世帯別平等割額（介護納付金分）
合計		①+②+③+④=A 基礎賦課（課税）額	⑤+⑥+⑦+⑧=B 介護納付金賦課（課税）額

(注1) 端数計算については、Aの時点、Bの時点でそれぞれ行うこととし、端数計算後の額を合算（A+B）した額が当該世帯に賦課される国保料（税）額となる。

(注2) 後期高齢者支援金等分保険料（税）の算定は医療給付費分に準じる。

(注3) 限度額は、基礎賦課（課税）額（54万円）、後期高齢者支援金等賦課（課税）額（19万円）、介護納付金賦課（課税）額（16万円）と、それぞれについて別個に設定される。（平成28年4月1日改正）

{賦課（課税）に対する標準割合}

区分	応能割		応益割	
	所得割総額	資産割総額	均等割総額	平等割総額
4方式	40	10	35	15
3方式	50	—	35	15
2方式	50	—	50	—

- この3つの方式のうち、どれを採用するかは市町村の条例の定めるところによる。
- また、これはあくまで標準割合であるので、市町村の実状に応じて適宜割合を変えて適用できる。

ただし、応能・応益の二本建により算出するという国保料（税）の建前を大幅に崩すような、どちらか一方に極端に片寄った構成割合は違法の疑いが強いと解されている。

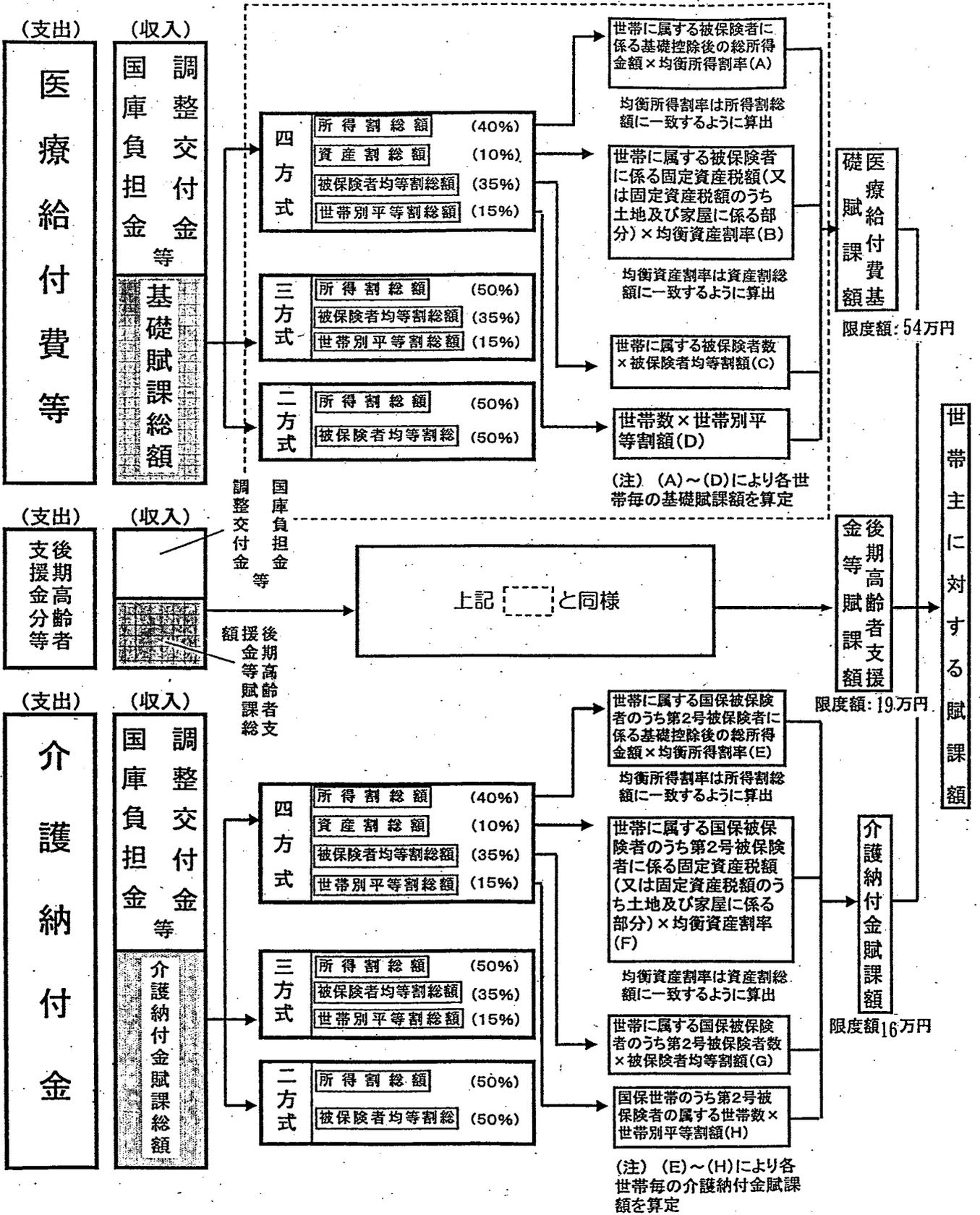
国民健康保険料の賦課基準(概要)

賦課総額

賦課総額の按分方法

賦課額の算定(例:四方式)

賦課額



国民健康保険運営協議会について



第3 国民健康保険運営協議会

1 設置の趣旨

国民健康保険事業の適正な運営を図るためには、国民健康保険の被保険者、国民健康保険の療養担当者、市町村の一般住民等のそれぞれの利害を調整して、その運営が円滑に行われるようにする必要がある。国民健康保険運営協議会は、このような趣旨から市町村の必置機関として設置（法11①）されるものである。市町村長の諮問機関として、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するものであり、国民健康保険事業の民主的運営の見地からも、重要な役割を担っている。

（地自法138の4③、202の3）

2 組織と運営

(1) 構成

運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険業剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の三者同数によって構成される。（令3①）

ただし、昭和59年10月の退職者医療制度の創設により被用者保険代表の意見を聞くことが必要とされる市町村にあっては、被用者保険等被保険者を代表する委員（他の各側委員と同数以内）を加えた四者構成となるものである。（退職者医療制度は平成20年4月で廃止となっているが、平成26年度までの間、被用者保険等被保険者代表委員を加える規定は経過措置とされている。

（令附則1の2、平20. 2. 1 保0201001）

被用者保険代表の委員を加えるべき市町村は、概ね退職被保険者及びその被扶養者の数が1,500名以上でかつ、その被保険者全体の数に占める割合が3パーセント以上である市町村並びに県庁所在市及び特別区とされている。（昭60. 1. 23 保険7、昭60. 1. 23 国保課長内かん）

当該基準に満たない市町村においても、例えば自主的に被用者保険の代表委員を選任し、又は被用者保険からのオブザーバー参加を認めるなど、事業改善に向けて積極的に取り組むこととされている。

（平21. 11. 5 厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

(2) 委員の身分

委員の身分は、市町村の非常勤特別職（地自法202の3②、地公法3③Ⅱ）であって、任命権者は市町村長であり、議会の同意は必要としない。また、委員は議員であっても差し支えなく、療養担当者代表委員は地域に医師等がない場合は隣接市町村の保険医であっても差し支えない。（昭44. 2. 3

保険6）公益代表委員は他の側の委員に対し学識経験者として中立的立場にあって一般の利益を代表する者であり、特定団体の利益代表は避けるべきであるし、団体の長である必要もなく国保の被保険者である必要もない。（昭34. 7. 22 保文5814）

(3) 委員の定数

委員の定数については、法令上別に定めはなく、市町村の自主的決定に委ねられているが、市町村は委員定数を条例で定めなければならない。（令3②）

現実に委員を何名とするかは、各市町村の実情により決定すべきである。（昭34. 1. 27 保4）

なお、被用者保険等被保険者を代表する委員については、市町村の実情にあった同数以内であるが（昭60. 8. 9 保険85）、委員の具体的な推薦は、新潟県被用者保険等被保険者連絡協議会（以下「被用者保険等連絡協議会」）が行うとされるものである。（昭60. 1. 23 保険7）

(6) 運 営

運営協議会の議事その他の運営については、法令に別段の定めはないが、会の運営上必要な事項を、例えば国民健康保険運営協議会規程のようなものを定めておく必要がある。その規程は、条例で定める必要はなく、運営協議会自体が定めればよいとされている。(条例参考例2)

3 審 議 事 項

運営協議会で審議する国民健康保険事業の運営に関する重要事項(法11①)とは、国民健康保険事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項をいう。

具体的には、一部負担金の負担割合、保険料(税)の賦課方法、保険給付の種類及び内容の変更並びに保健施設の実施の大綱の策定等並びに直営診療施設の設置である。(昭和34. 1. 27 保4)しかし、法第11条にいう「重要事項」の具体的内容は、上記に例示された事項に限定されるものではない。

運営協議会は、市町村長の諮問に対して審議した結果の意見を市町村長に答申し、市町村長の判断資料を提供するという重要な役割を果たすものであるが、審議の結果の意見は法的には市町村長を拘束するものではなく、また、諮問そのものが条例、規則の制定改廃についての要件ではないので、条例、規則の効力に影響を与えることはない。

なお、運営協議会は市町村長の諮問機関ではあるが、市町村長から諮問のない事項についても自発的に勧告、建議等を行うこともできるとされている。(昭和39. 6. 1 保文300)

4 会 議 録 等 の 整 備

運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、極めて重要な役割を担っていることから運営協議会の審議内容等は、会議録として整備し、運営協議会規則の定めにより、会長及び署名委員の署名、押印を受け、配付資料、参考資料とともに整備しておくことが適当である。

湯沢町国民健康保険関係条文



湯沢町国民健康保険条例

○湯沢町国民健康保険条例

平成19年3月27日

条例第15号

湯沢町国民健康保険条例(昭和34年条例第6号)の全部を次のように改正する。

第1章 町が行う国民健康保険

(町が行う国民健康保険)

第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 湯沢町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局についての療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合。 10分の3

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40.4万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勸案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1.6万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第6条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)の規定によって、これに相当する給付を受ける場合には、行わない。

第4章 保健事業

(保健事業)

第7条 町は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第9条 被保険者でない者に第7条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定め

湯沢町国民健康保険条例

る。

第5章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第10条 町は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第6章 罰則

第11条 町は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第12条 町は、世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第13条 町は、偽りその他不正の行為により、保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第14条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の湯沢町国民健康保険条例第6条の規定は、平成19年4月1日以後の死亡から適用し、平成19年3月31日以前の死亡については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第10号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第27号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第28号)

1 この条例は、平成27年1月1日より施行する。

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

湯沢町国民健康保険運営協議会規則

○湯沢町国民健康保険運営協議会規則

平成2年8月28日
規則第6号

(目的)

第1条 湯沢町国民健康保険条例(平成19年条例第15号)第3条の規定に基づき、この規則を定める。

(招集)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の会議は、会長が招集する。

2 協議会に付議すべき事件は、会長があらかじめ委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

(会議)

第3条 協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議は、会長が主宰する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(書記)

第4条 協議会に書記を置く。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第5条 会長は、書記をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、議事の内容のほかに、開会及び開会の日時、出席及び欠席の委員の氏名並びに会長が必要と認めた事項を記録し、会長及び協議会において定めた1人の委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。